

第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画の策定について

1. 計画策定の背景と目的

第1期データヘルス計画（計画期間：平成28年度～平成29年度）及び第2期特定健康診査等実施計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）が平成29年度をもって計画期間が終了となるため、新たに平成30年度から平成35年度までの6年間の計画期間とする両計画を策定します。

【データヘルス計画】

レセプト・健診情報等のデータ分析に基づく、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施することを目的としています。

【特定健康診査等実施計画】

国が定める「特定健康診査等基本指針」を参考に策定することが定められており、特定健康診査・特定保健指導を円滑に推進することを目的としています。

2. 計画の位置づけ

策定の根拠は、データヘルス計画が「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」、特定健康診査等実施計画が「高齢者の医療の確保に関する法律」であり、これらの計画は策定年次の違いから別々に策定されていました。両計画とも目的は健康寿命の延伸であり、互いに補完し合う内容となることから、同一の計画期間として一体的に策定することが望ましいとされており、第2次恵庭市健康づくり計画等、他の関連する計画と整合性を図りながら策定いたします。

3. 計画の期間

平成30年度から平成35年度を予定

4. 計画策定のスケジュール

平成29年6月～11月	計画素案作成
平成29年12月	常任委員会に素案説明
平成30年1月	パブリックコメントの実施
平成30年2月	恵庭市国保運営協議会に諮問
平成30年3月	常任委員会に報告